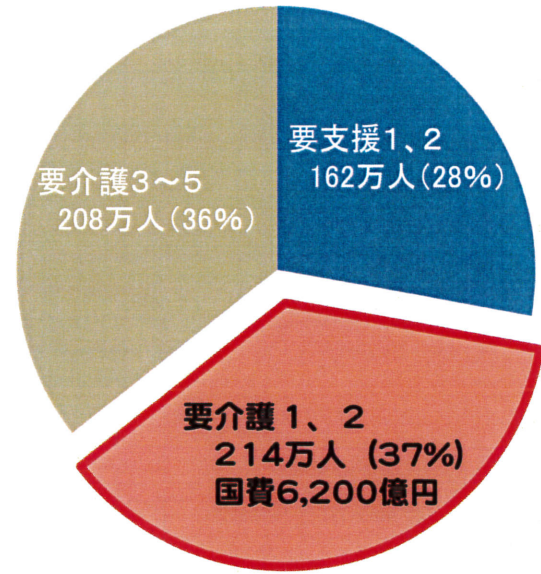
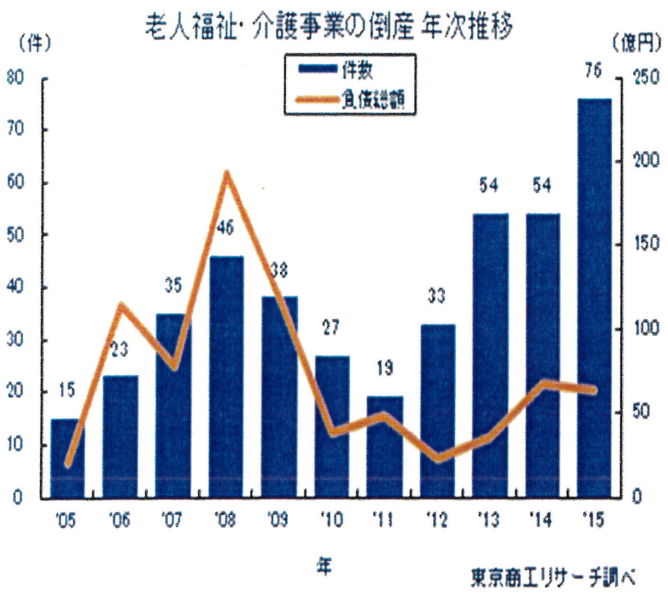


2015年介護事業の倒産は過去最多の76件 (前年比40%増)

介護保険から要介護1、2の生活援助を外し 全額自己負担にする検討

※パネル写し

軽度者に対する生活援助サービス・福祉用具貸与等やその他の給付について、給付の見直しや地域支援事業への移行、負担の在り方を含め、関係審議会等において検討し、2016年末までに結論を得て、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
 出所：経済・財政再生アクションプログラム (経財部政経部会議平成27年12月24日)



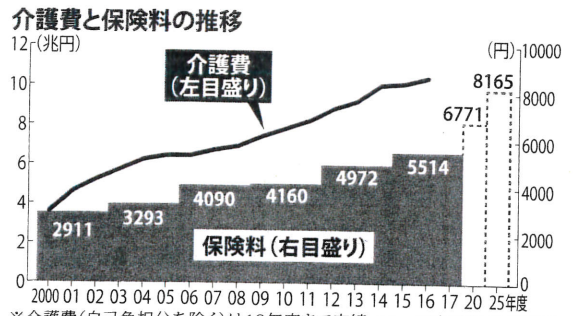
出所：「2015年「老人福祉・介護事業」の倒産状況」(株式会社東京商工リサーチ2016.1.16)

出所：「平成25年度 介護保険事業状況報告(年報)」 「平成26年度 介護給付費実態調査」(厚生労働省)より 山井和則事務所作成

2016年2月19日 衆議院予算委員会 山井和則配布資料

【毎日新聞朝刊 2016/2/18】

要介護軽度者 負担増案並ぶ



※介護費(自己負担分を除く)は13年度まで実績、14~16年度は当初予算(案)。保険料改定は3年に1回で、数字は全国平均額。20、25年度は見込み

厚生労働省は17日、社会保障審議会介護保険部会を開き、2018年度の介護報酬改定に向けた議論を開始した。検討項目には軽度者向けの一部サービスを介護保険の対象外とするなど負担増案が並ぶ。年末に結論を出し、来年の通常国会に介護保険法改正案を提出。18年度からの実施を目指す。

厚労省が示した主な課題は、要介護1、2の軽度者向けサービスの見直しのほか、平均年収の高い企業の社員の保険料負担増▽保険料の支払い年齢を今の40歳以上から引き下げ▽自己負担が高額になった場合に一部が払い戻される仕組みの見直し―など。

厚労省 18年度報酬改定議論スタート

みにつながらる案が並んだ。軽度者向けサービスの見直しについて、厚労省の念頭にあるのは、買い物などの生活援助サービスを保険対象から外し、原則全額自己負担とする。福祉用具や住宅改修費用の全額自己負担も検討する。同日の部会では制度の効率化を進めるべきだ」と理解を示す声もあったが、「単純に切り捨てることはできない」との反発も多かった。

保険料の支払い年齢では、今の40歳以上を20、30歳に引き下げる案を検討する。ただ、若い世代の強い反発が予想され、厚労省幹部は「実現は厳しい」と老健局幹部と話す。負担増案検討の背景には介護サービスの増加と保険料負担の均衡を図りたいとの厚労省の狙いがある。要介護3以上の人は今の224万人から60年には421万人に増加する一方で、介護保険料を負担する40歳以上の人口は21年をピークに減少に転じる見込み。厚労省の推計では保険料(全国平均)は現在の月額5514円から25年度には8165円に上昇する。

だが、夏の参院選を控えて負担増の議論を進めることになり、与野幹部は「野党に攻撃材料を与えるだけだ」と懸念。厚労省幹部は「具体的な議論は選挙後になるだろう」との見通しを語る。【阿部亮介】

介護度の軽い人保険外も

社保審議論 掃除や調理の訪問サービス

2018年度の介護保険制度見直しに向けた論議が17日、社会保障審議会（厚生労働相の諮問機関）の部会で始まった。膨らみ続ける介護費を抑えるため、要介護度が軽い人向けのサービスを絞り込むことが柱になりそうだ。年内に結論を出し、来年の通常国会で法改正を目指す。

自己負担拡大も検討

厚労省はこの日の部会で、度者への支援のあり方として、「介護保険制度の持続可能性の確保」に取り組みの最大の焦点は、介護の必

介護保険見直しの焦点

- サービス縮小**
 - 要介護度が軽い人への訪問介護のうち、掃除や調理といった生活援助サービスを保険対象から外す
 - 軽度者向けの車いすなど福祉用具の貸与や手住宅改修を保険対象から外す
- 負担増**
 - 自己負担が高額になった場合、一部が払い戻される「高額介護サービス費」を自己負担上限額を引き上げ
 - サービス料の自己負担割合が2割の人の対象を拡大

除や洗濯、調理といった生活援助サービスだ。ホームヘルパーが自宅を訪れる訪問介護の対象となる。財政制度等審議会（財務相の諮問機関）は昨年6月、要介護1、2向けの訪問介護で生活援助サービスの利用が多いことを指摘し、介護保険から外して原則自己負担にすべきだと提案。これに賛同し、昨年12月の経済財政諮問会議では16年未だの結論を求めた。背景には高齢化による介護費の急増がある。介護保険制度が始まった00年度は3兆6千億円だったが、14年度は10兆円を突破。「団塊の世代」がすべて75歳以上になる25年度には約20兆円になると試算される。15年度の見直しでは、要介護より軽い「要支援」の人向けの訪問介護とデイサービスが介護保険の対象から外れ、市区町村の事業へと段階的に移行。全国に200万人以上いる要介護1、2の人に次の照準が向かう。要介護1の人が訪問介護を受けたサービスの5割以上が生活援助だけで、影響は大きい。

この日の部会では「軽度者外しは重症化を招く」といった声が噴出。生活援助を担うヘルパーが来なくなること、状態悪化の兆候に気づかず対応が遅れるという主張だ。市区町村事業に移っても、財政や人材の状況によってサービスに地域差が出る恐れもある。部会でも「矢継ぎ早に市町村の負担を増やすのは現実的ではない」との意見が出た。特別養護老人ホームなど、全国で約1500施設ある特別養護老人ホームなど、協議会は15日、「家族の負担増につながる」として反対する意見を政府・与党に出している。

介護保険 調理・買い物除外

厚労省17年度にも 軽度者を対象

厚生労働省は、介護保険制度で「要介護1、2」と認定された軽度者向けサービスを大幅に見直す方針を固めた。具体的には、調理、買い物といった生活援助サービスを保険の給付対象から外すことを検討する。膨らみ続ける社会保障費を抑えるのが狙いで、抑制額は年約100億円、約30万人の利用者に影響が出る可能性もある。

と批判があった。た、掃除、洗濯などのサービスは、「民間サービスが広がっていない」との見方も強く、見直されるかどうか流動的。入浴や食事の介助を行う身体介護は「利用者の生活への影響が大きい」として現状維持される見通し。

2月にも始まる社会保障審議会での議論を前に、年内に改革案をまとめる。2017年度にも実施に移す。調理、買い物サービス、訪問介護の手助けが必要となる軽度者介護保険を利用する者が4割が調理、2割が買い物サービスを受けている。これらは、足元当初から、ホームヘルパーが自宅に来て、トイレの訪問や調理、洗濯など、民間の配食事業もある。これらは、介護保険で賄うのは、施設を通じて運動など、疑問。「家政婦代わり」に安易に利用されているなど、見直しを求めている。

高齢化の進展で介護費用は、介護保険がスタートした2000年の約4兆円から現在は年10兆円超に急増。ニーズを賄うため、保険負担を求めることも限界があること、調査結果によると、軽度者向けの調理や買い物、掃除など生活援助にかかわるサービスすべてを介護保険から外した場合、年約1000億円の削減が見込める。これらのサービスを使っている軽度者は約30万人とみられる。

【東京新聞朝刊 2016/1/21】

介護保険 家事援助除外も

軽度者対象 自己負担を検討

厚労省

厚生労働省は、二十日までに社会保障費を抑制する狙いが、介護の必要度が比較的低い「要介護1、2」の人を対象に、在宅での生活を援助するサービスの在り方を見直す方針を固めた。掃除や調理、買い物などの援助を介護保険の対象から除外し、原則自己負担とする。膨らむ社会保障費を抑制する狙いが、あるが、負担増につながる。高齢者の反発も予想される。トイレット入浴などの訪問介護の手助けが必要となる軽度者介護保険を利用する者が4割が調理、2割が買い物サービスを受けている。これらは、足元当初から、ホームヘルパーが自宅に来て、トイレの訪問や調理、洗濯など、民間の配食事業もある。これらは、介護保険で賄うのは、施設を通じて運動など、疑問。「家政婦代わり」に安易に利用されているなど、見直しを求めている。

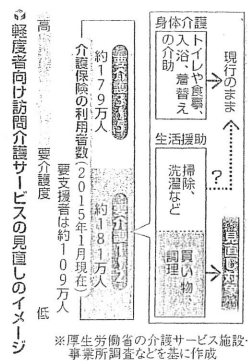
介護保険を使うと利用者負担は「一回二百五十円程度で生活援助（四十五分）を利用できる。自己負担になれば、一回二千五百円程度かかることになる。このため厚労省は、自治体を実施している家事支援サービスへの補助を充実して利用者負担を緩和することも検討している。

見直し後の受け皿必要

介護保険の軽度者向けサービスを見直すのは、社会保障費の抑制だけでなく、高齢者の孤立や引きこもりを防ぐ効果もある。介護現場に詳しい結城康博・淑徳大教授は「ヘルパー不足、貴重な人材が必要」と指摘している。

声もある。保険から外れたサービスを提供する民間事業者が少ない中山間地に住む利用者や低所得者への支援も検討課題だ。自治体では今年度から、研修を受けた高齢者による高齢者の家事支援が始まった。国はこうした取り組みを強化し、代替サービスの受け皿作りを進めたい。

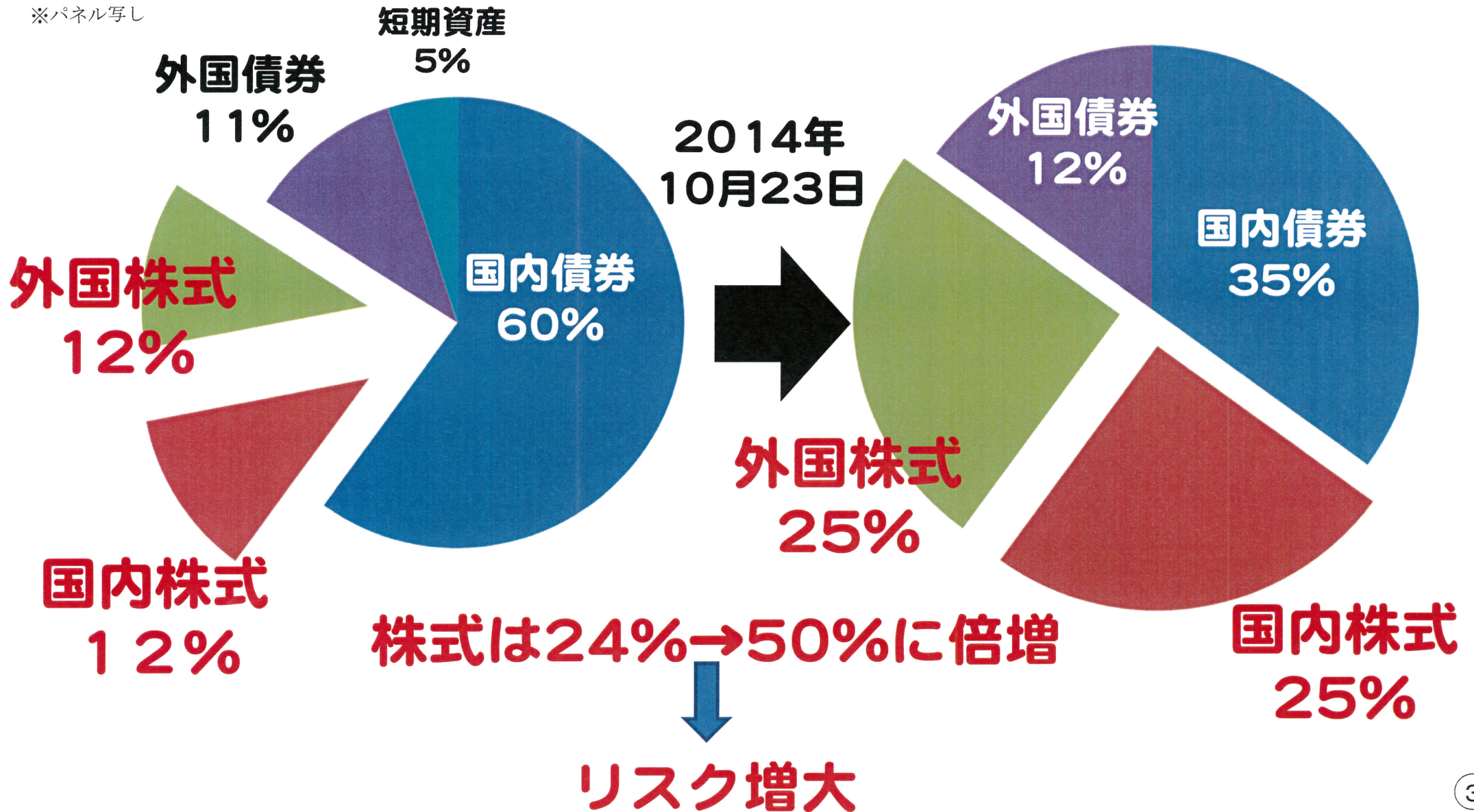
「住み慣れた地域で自立した生活を送るサービスを提供する」という介護保険の理念に立ち返り、慎重な議論が求められる。社会保障部 板垣茂良



民間の配食サービスは1食あたり500～600円が相場で、利用者の負担は

GPIFの基本ポートフォリオの変更

※パネル写し



GPIFにおける年金積立金運用リスクの想定損失額等に関する質問主意書

一 GPIFの年金積立金一三〇兆円を一〇〇％国内債券で運用する場合と、一〇〇％株式で運用する場合とでは、どちらがリスクが高いのか。

二 前項のようなリスクの考え方を採用しているファンドは他にあるのか。

また、前項のようなリスクの考え方はGPIFとして、いつから採用しているのか。

また、前項のようなリスクの考え方は我が国の国家公務員年金積立金の運用では採用しているのか。採用してなければその理由をお示し願いたい。

三 今回実施された株式五〇％の新しいポートフォリオでは、確率九五％での最大損失額 (Value at Risk) は、経済中位ケースでは、いくらか。また、従来のポートフォリオでは、いくらか。

四 仮に新しいポートフォリオを過去一〇年間にあてはめると、リーマンショックがあった二〇〇八年度の赤字額はいくらだったか。また、二〇〇八年度の実際の赤字額も併せてお示し願いたい。

五 GPIFの中期運用計画における国内株の利回りは六％と想定しているのは事実か。その根拠は何か。

一

二

お尋ねの「確率九五％での最大損失額」が具体的に何を指すのか必ずしも明らかではないが、GPIFが平成二十六年十月に変更した中期計画で定めた基本ポートフォリオ（以下「新基本ポートフォリオ」という。）における信頼区間九十五パーセントで予想される最大損失額は、同年九月末の積立金残高及び経済中位ケース（GPIFの基本ポートフォリオの変更を含む中期計画の変更の際に示された経済中位ケースをいう。以下同じ。）を想定すると約二十一・五兆円である。また、同年十月に変更する前の中期計画で定めた基本ポートフォリオにおいて同様の想定をすると、約十・四兆円である。

四について

新基本ポートフォリオに、平成二十年度の各資産の市場平均収益率を当てはめた場合、その収益率は約マイナス二十一・二パーセントである。同年度の投下元本平均残高（期初の運用資産時価に期中に発生した資金追加・回収の加重平均を加えたものをいう。）を前提にした場合の収益額は、約マイナス二十六・二兆円である。また、同年度の実際の収益額は約マイナス九・三兆円、収益率は約マイナス七・六パーセントである。

なお、新基本ポートフォリオに、平成十六年度から平成二十五年度までの過去十年間の各資産の市場平

出所：平成26年12月24日提出質問第6号
「GPIFにおける年金積立金運用リスクの
想定損失額等に関する質問主意書」

出所：内閣衆質188第6号（平成27年1月9日）

GPIFにおける年金積立金運用リスクの想定損失額等に関する質問主意書

一 GPIFの年金積立金一三〇兆円を一〇〇％国内債券で運用する場合と、一〇〇％株式で運用する場合とでは、どちらがリスクが高いのか。

二 前項のようなリスクの考え方を採用しているファンドは他にあるのか。

また、前項のようなリスクの考え方はGPIFとして、いつから採用しているのか。

また、前項のようなリスクの考え方は我が国の国家公務員年金積立金の運用では採用しているのか。採用してなければその理由をお示し願いたい。

三 今回実施された株式五〇％の新しいポートフォリオでは、確率九五％での最大損失額 (Value at Risk) は、経済中位ケースでは、いくらか。また、従来のポートフォリオでは、いくらか。

四 仮に新しいポートフォリオを過去一〇年間にあてはめると、リーマンショックがあった二〇〇八年度の赤字額はいくらだったか。また、二〇〇八年度の実際の赤字額も併せてお示し願いたい。

五 GPIFの中期運用計画における国内株の利回りは六％と想定しているのは事実か。その根拠は何か。

一

二

お尋ねの「確率九五％での最大損失額」が具体的に何を指すのか必ずしも明らかではないが、GPIFが平成二十六年十月に変更した中期計画で定めた基本ポートフォリオ（以下「新基本ポートフォリオ」という。）における信頼区間九十五パーセントで予想される最大損失額は、同年九月末の積立金残高及び経済中位ケース（GPIFの基本ポートフォリオの変更を含む中期計画の変更の際に示された経済中位ケースをいう。以下同じ。）を想定すると約二十一・五兆円である。また、同年十月に変更する前の中期計画で定めた基本ポートフォリオにおいて同様の想定をすると、約十・四兆円である。

四について

新基本ポートフォリオに、平成二十年度の各資産の市場平均収益率を当てはめた場合、その収益率は約マイナス二十一・二パーセントである。同年度の投下元本平均残高（期初の運用資産時価に期中に発生した資金追加・回収の加重平均を加えたものをいう。）を前提にした場合の収益額は、約マイナス二十六・二兆円である。また、同年度の実際の収益額は約マイナス九・三兆円、収益率は約マイナス七・六パーセントである。

なお、新基本ポートフォリオに、平成十六年度から平成二十五年度までの過去十年間の各資産の市場平

出所：平成26年12月24日提出質問第6号
「GPIFにおける年金積立金運用リスクの
想定損失額等に関する質問主意書」

出所：内閣衆質188第6号（平成27年1月9日）

軽減税率で社会保障は削減されないのか？

6,000億の部分に関しては、**聖域なく検討**していく。
社会保障は聖域に入っているんですか？

※パネル写し

軽減税率導入の財源確保を目的として**必要な**社会保障費を切ることは、考えておりません。
他方、社会保障についても、**聖域化**させてはならない

6,000億、財源を探す中で、**社会保障は切らない**ということを明言できますか？

6,000億円については、これを確保するために**社会保障費を切る**ということはない。
同時に、**しかし社会保障費は聖域化はしない**

出所：平成28年2月5日衆議院記録部議事速報、衆議院インターネット審議中継より山井和則事務所作成

2016年2月19日 衆議院予算委員会 山井和則配布資料

軽減税率の安定財源

「**安定財源 (0.6兆円)** は、現時点で具体的な措置内容が念頭にあるわけではなく、今後、**歳入・歳出**両面にわたって、**聖域なく検討**していく」

出所：「軽減税率制度の導入と社会保障関係費の抑制との関係について」内閣官房・総務省・財務省・厚労省

6,000億円(予算カットまたは増税等)の財源の候補

増税？ 防衛費？ 公共事業費？
地方交付税？ 教育予算？ その他？
社会保障費？

6

財源は、参議院選挙後に決定

※パネル写し

2016年2月19日 衆議院予算委員会 山井和則配布資料

出所：政府資料より山井和則事務所作成

小泉政権の「**聖域なき構造改革**」による 社会保障費2,200億円(年)の抑制

※パネル写し

診療報酬カット

→医師不足

年金物価スライド引下げ →年金カット

介護報酬カット

→介護職員不足

支援費制度見直し
(障害者自立支援法)

→障害者の自己負担増

出所:参議院「立法と調査」(2009年1月)より山井和則事務所作成

甘利前大臣「口利き」疑惑

※パネル写し

2013年 5月9日	一色氏が甘利事務所に協力を依頼
6月21日~	URが補償額1.8億円をS社に提示
8月6日	URとS社間で2.2億円の補償契約締結 「URは当初、補償に消極的だったが、甘利氏秘書の仲介後、交渉が進み、補償額も上がった」(一色氏)
8月20日	補償金が支払われた日に、お礼として一色氏が甘利氏秘書に500万円を献金
11月14日	S社社長が甘利氏に、補償金のお礼として50万円を渡す(大臣室)
2014年 2月1日	一色氏が、産廃撤去の新たな補償交渉について甘利氏に説明し、50万円を渡す(大和事務所)
2015年 10月9日	補償額について、UR職員の「目一杯の条件提示をしている」との説明に対し、甘利氏秘書がUR職員に「少しイロをつけてでも」と発言
10月28日	甘利氏秘書がUR側に「私の方から、(要求額を)先方に聞いてもよいが」と発言。 UR職員は、甘利氏秘書に対し「これ以上は関与されない方が宜しいように思う」と発言
11月2日	甘利氏秘書が一色氏に、20億円をURに提示するよう持ち掛け?(UR提案は1.2億円)
11月12日	URとS社の交渉に甘利氏秘書が偽名で同席
12月1日	甘利氏秘書がURに対し、「甘利大臣に報告している」と発言
2016年 2月15日	甘利氏秘書が、一色氏に補償額20億円の提示を提案していたことが発覚
2月16日	弁護士がUR、国交省に一切連絡も調査もしていないことが発覚。甘利氏が「睡眠障害」診断書を提出

出所:UR資料、毎日新聞(2016.2.14)、東京新聞朝刊(2016.2.16)及びUR、国交省、一色氏からのヒアリングより山井和則事務所作成

27年10月5日(月) 11:00
 受付 総務チーム

依頼者	衆・参 (自民) 甘利 明 (2-514) 秘書 神奈川県 神奈川13区 (大和市、海老名市、座間市、綾瀬市) 会館 03-3508-7528 会館FAX 03-3502-5087
	日付 27.10.9 12:00 内容 <議員会館にて秘書と面会> 先方: 秘書 当方: NT 業務部販売業務 T 山本 TL、主査、国会班 道路用地買収に係る(株)への移転補償についての経緯等を説明 ・用買対象地上の移転補償費のほか、従前機能確保の観点からも含まれた全ての物件について買収対象外の残地内での再配置補償費を支払い済み。 ・その後、千葉県から、当該地中に産業廃棄物があるため残地内での建物建築等は認められない旨の指導が入った。 ・これを受けて、こととで現在協議中。 ・北環状線整備は、鋼管杭打設までは機構、道路用地下の産廃撤去等は企業庁、道路整備は千葉県という役割分担。 (秘書) 当事者は自分に都合の良いことしか言わないため双方から話を聞きたく今日説明をお願いした。いろいろ経緯があることは今日初めて知った。これまでいくら、何回(補償金を)支払っているのか。回数だけでも構わないが。 (機構) まず、①用買対象地上の移転補償、②残地内での建物等再配置補償、③工事に起因するの修復及び⑤については既に支払済み。 (秘書) そんなに補償しているのか。工事はいつ完了するのか。 (機構) 道路全体としては、当該部分のみが完了していない状況。完了は平成29年度末を予定。 (秘書) 工事が止まっているのでは。 (機構) 機構が施工する鋼管杭打設工事によりに損傷が発生したとの申し出があり、昨年12月から当該工事を中断していたが、先方と協議合意の上でが完了したため間もなく工事を再開する。 (秘書) であれば工事スケジュールはもっと遅れるのでは。 (機構) 遅れを踏まえて平成29年度末の完了予定。 (秘書) 率直な意見だが、当該地から速やかに移転してもらった方が良いのではないのか。 (機構) そのための補償に関して鋭意協議しているところ。 (秘書) 費用も含まれているのか。 (機構) 費用は補償できないが、正直、現提示額は基準上の上限目一杯でありこれ以上はど うすることもできない。公的機関であり民間企業のように自由は利かない。 (秘書) その他にの補償もするのではないのか。 (機構) 費用も提示済。 (秘書) では何の問題があるのか、機構は至って前向きな対応だと感じるが。 (機構) について、機構はを想定・積算しているが、先方はを要求しており、ここに大きな乖離がある。また、についての主張。

(秘書) 補償が満足いかない額だから 費で上乗せを、と考えているということか。
 (機構) そういうことかもしれない。
 (秘書) 補償はいくら提示したのか。教えられる範囲で構わない。
 (機構) ちなみに建物等再配置補償は2.2億支払い済み。
 (秘書) 本件は結局カネの話か・・・やはり当該地から速やかに移転してもらった方が良いと思うが。
 (機構) 機構もそう思っているので目一杯の条件提示をしている。
 (秘書) これだけ補償してきていてそれでも補償するのか。
 (機構) 機構も残置を認めてしまっている以上、機構工事に起因する損傷に対する修復費の補償はせざるを得ない。
 (秘書) その都度付き合うことになるがその覚悟はあるのか。少しイロを付けてでも地区外に出ていってもら方が良いのではないか。このままでは同じ事が繰り返されるだけだと思うが。
 (機構) 但し、ご理解いただけなくても 先方とのやり取りが当面続くことは覚悟している。
 (秘書) 話はだいたいわかった。今後についてだが、こういう経緯があると知らなかったとはいえ先方から話を受けてしまった以上は先方に何らか返さなければならない。ついては、事務所の顔を立てる意味でも、一度先方からの話を機構本社で聞いてもらうことは可能か。
 (機構) 本社が話をしても現場と同じ話しかできないし、補償等に係る権限は千葉地域担当推進役にあるので、引き続き現場で責任を持って対応させていただきと言っていたとお返し願いたい。
 (秘書) 主旨は理解するが・・・ただ先方の話を聞いてもらうだけで良い。甘利事務所の顔を立ててもらえないか。何とかお願いしたい。
 (機構) ...承知した。誰が対応しても機構の立場に変わりはないので、ではなく本社職員による対応ということで宜しいか。
 (秘書) それで充分だ、宜しく願いたい。本件はうちの事務所ではどうにもできないし、圧力をかけてカネが上がったなどあってはならないので、機構本社に一度話を聞いてもらう機会をつくったことをもって当事務所は本件から手を引きたい。
 (機構) 承知した。詳細については後日調整等させていただく。

以上

出所：独立行政法人都市再生機構資料

※パネル写し

平成 28 年 2 月 1 日
UR 都市機構

本件に係る甘利明事務所秘書との面談対応状況（日時、場所及び応対者）について

年月	時間	場所	応対者
平成 25 年 6 月 7 日	17:10~17:30 頃	UR 本社	A 秘書 UR 都市施設部職員 A、同職員 B、NT 業務部職員 C
平成 27 年 7 月 6 日	11:00~11:30 頃	地元事務所 (大和)	B 秘書、C 秘書 UR 総務部職員 D
平成 27 年 10 月 5 日	11:00~11:30 頃	地元事務所 (大和)	B 秘書、C 秘書 S 社総務担当 I 氏 UR 総務部職員 D
平成 27 年 10 月 9 日	12:00~13:00 頃	議員会館	C 秘書 UR 総務部職員 D、NT 業務部山本チームリーダー、 NT 業務部職員 F
平成 27 年 10 月 26 日	19:00~21:00 頃	居酒屋 (横浜市)	B 秘書、C 秘書 UR 中瀬総務部長、総務部職員 H、総務部職員 D
平成 27 年 10 月 27 日	11:00~11:15 頃	議員会館	C 秘書 UR 中瀬総務部長、総務部職員 H、総務部職員 D
平成 27 年 10 月 28 日	16:00~16:30 頃	議員会館	C 秘書 UR 総務部職員 D、NT 業務部山本チームリーダー、 NT 業務部職員 F
平成 27 年 11 月 5 日	16:00 頃	議員会館通路	C 秘書、UR 総務部職員 D
平成 27 年 12 月 1 日	14:00~14:30 頃	地元事務所 (大和)	B 秘書 UR 中瀬総務部長、総務部職員 D
平成 27 年 12 月 16 日	10:30~10:50 頃	地元事務所 (大和)	B 秘書 UR 中瀬総務部長、総務部職員 D
平成 27 年 12 月 22 日	10:30~10:50 頃	地元事務所 (大和)	B 秘書 UR 中瀬総務部長、総務部職員 D
平成 28 年 1 月 6 日	10:30~10:50 頃	地元事務所 (大和)	B 秘書 UR 中瀬総務部長、総務部職員 D

・平成 27 年 7 月 6 日については、同年 8 月 10 日に実施された神奈川県議会議員団による機構の震災復興地区への視察に関する打合せであり、平成 27 年 10 月 26 日については、同視察において、甘利事務所に取り纏めへのご尽力をいただいた御礼の会として簡素に開催されたもの。(飲食代については全額 UR 負担)。
平成 27 年 10 月 27 日については、前日に開催した御礼の会に対する挨拶。

以上

出所：独立行政法人都市再生機構資料

受付

27 年 10 月 5 日 (月) 11:00

総務チーム

※パネル写し

依頼者	内容
<p>衆・参 (自民) 甘利 明 (2-514)</p> <p>秘書</p> <p>神奈川県 (大和市、海老名市、座間市、綾瀬市)</p> <p>会館 03-3508-7528 会館 FAX 03-3502-5087</p>	<p>27.10.28 16:00</p> <p><議員会館にて秘書と面会> 先方：秘書 当方：NT 業務部販売業務 T 山本 TL、主査、国会班</p> <p>(機構) UR 氏面会後、氏から電話が入ったとのことだったが、どのような主旨だったのか。 (秘書) 私が直接受けたわけではなく、電話に出た別の者から間接的に聞いた。と先方は言っていたとのこと。 先日、「事務所の顔を立てて欲しい」とお話しし交渉のテーブルを作ったというつもりだったのだが何故こうなったのか。UR を責めるつもりはなく、事情が良く分からないので教えて欲しい。 (機構) 冒頭、面会に至った経緯を聞かれたため「甘利事務所の秘書から本社も出席し先方の話を聞いて欲しいという主旨の依頼があったため」とお答えした。 (秘書) え？わざわざそんな確認をしてきたのか？UR 回答に何の問題もないが。 (機構) 続いて、面会のテーマは何かと聞かれたため「への対応について」とお答えした。 (秘書) 別に問題ない。 (機構) その後、先方は過去の経緯等含め様々なことについてお話をされたが、その中でとの要求があり、UR はと従来どおりのご説明をしたところ、話は平行線となった。 (秘書) 平行線のままその場はどのように終わったのか？ (機構) 等の発言をされ、最後はとのご発言で終わった。 (秘書) 誰を介してつもりなのか？ウチの事務所にか？ウチにとってはある意味お客様だから何か力になればと思い仲介したのだから、こういうことをされるとウチにも迷惑がかかるということが先方は分からないのだろうか。 ただ、私としては UR に「話を黙って聞くだけで良い」という主旨のお願いをしたつもりだったのだが。 (機構) と先方が仰っている部分だと思うが、UR としては可能な限り我慢してお話を聞いていたつもりだが、先方からという要求があったため、YES と答えられる内容ではなく、NO と言わざるを得なかったもの。発言から類推すると、先方は口利きを期待していた様子だったが、秘書からも先日のお打合せ時に「ウチの事務所が UR に圧力をかけてカネが上がったなどあってはならない」という主旨のお話をいただいております。また、現在のという考えが基準上も妥当と考え、従来同様の回答をした。 (秘書) 確かにそう言った。一体先方は幾ら欲しいのか？ (機構) 具体額は仰らない。 (秘書) 私から先方に関しても良いが？ (機構) 逆にこれ以上は関与されない方が宜しいと思う。先日もご説明したとおり、現在の提示額は基準上の限度一杯であり工夫の余地が全くなく、先方に聞いてしまうとそちらも当方も厳しくなる。また、先方のご発言から推察すると、だけではいかんと思われる。 (秘書) 分かった。UR には迷惑をかけてしまい申し訳ない。秘書とも話をし今後の対応を考える。</p>

以上